

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 30 日

各関係団体 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

「第十九改正日本薬局方の制定等について」の訂正について

標記について、別添写しのとおり各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課あて連絡しましたので、その写しを送付いたします。

事 務 連 絡
令 和 8 年 4 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

「第十九改正日本薬局方の制定等について」の訂正について

「第十九改正日本薬局方の制定等について（令和8年4月10日付け医薬発0410第1号厚生労働省医薬局長通知）」につき、今般、訂正すべき事項があることから、下記のとおり差し替え訂正方よろしくお願いいたします。

記

誤	正
<p>第4 その他 1 標準品について 第十九改正において、11品目の標準品の追加等を行ったところである。一般に、標準品の製造・頒布に当たっては、当該医薬品の製造販売業者及び原薬製造業者等の協力が不可欠である。特に標準品の製造に必要なとなる原薬の提供に当たっては、後々のロット更新時を含めて、我が国の医薬品の品質を確保するために必要な公的基準である日本薬局方の趣旨を踏まえ、御協力をお願いしたいこと。</p>	<p>第4 その他 1 標準品について 第十九改正において、11品目の標準品の追加等を行ったところである。一般に、標準品の製造・頒布に当たっては、当該医薬品の製造販売業者及び原薬製造業者等の協力が不可欠である。特に標準品の製造に必要なとなる原薬の提供に当たっては、後々のロット更新時を含めて、我が国の医薬品の品質を確保するために必要な公的基準である日本薬局方の趣旨を踏まえ、御協力をお願いしたいこと。</p>

※下線部訂正